

小型船舶操縦士身体検査証明書

(申請者記入)

氏 名(ふりがなをつけること。)		性 別
		男 女
出 生 の 年 月 日	更新をし、又は再交付を受けようとする操縦免許証に係る資格又は、受けようとする試験の種類	
年 月 日	一級・二級・特殊小型船舶操縦士	
現 住 所		
☎ — —		

割印

(写 真)

次のような写真を
はり付けること。

1.縦45mm
横35mm

2.申請日前6ヶ月以内撮影

3.無帽、正面上半身

割印

※写真の割印は、医師の押印とする。

(医師又は検査員記入)

1.視 力

視 力 (矯 正 で 可)	左	右
視 野 (矯正をしても一眼が0.5未満のものの場合のみ記入)	左	右

2.色 覚

(更新又は失効再交付に係る者の場合は記入不要)

正 常	そ の 他
-----	-------

3.聴 力

5mの話し語の弁別	可	不 可
上欄の5mの話し語の弁別について「不可」の者については汽笛の音の弁別 (医師が検査を行う場合は記入不要)	可	不 可

4.疾 病

疾 病 の 有 無	病名及び程度(疾病のある者の場合のみ記入)	業 務 へ の 支 障
有 無		有 無

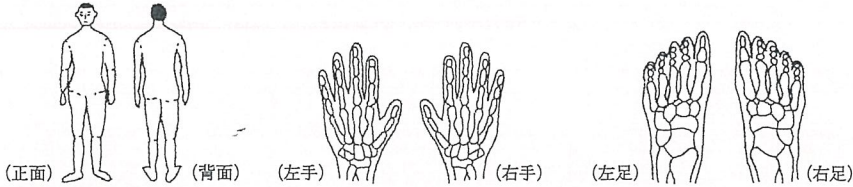
5.身体機能の障害

(1)身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障 害 の 内 容 及 び 程 度			
有 無				
握 力 (両手の手指に障害のある者の場合のみ記入)	左	kg	右	kg

(2)身体機能の障害の部位(身体機能の障害がある者の場合のみ記入)

切断部位は—、障害部位は■により図示すること。



(3)運動機能(身体機能障害がある者のみ記入)

①関節の屈伸

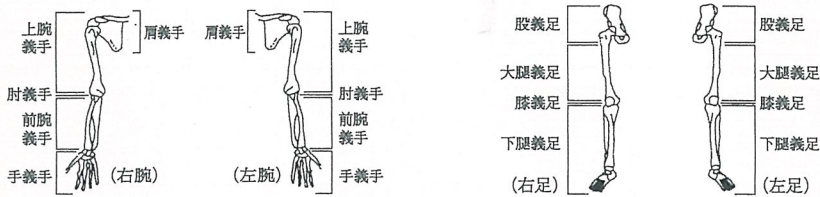
手 指 の 屈 伸	で き る	で き な い
手 の 屈 伸	で き る	で き な い
膝 の 屈 伸	で き る	で き な い
歩 行	で き る	で き な い

②障害のある関節(関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)

手 関 節	肘 関 節	肩 関 節
左 右	左 右	左 右
股 関 節	膝 関 節	足 関 節
左 右	左 右	左 右

(4)義手義足(義手又は義足を装着している者の場合のみ記入)

義手義足を装着している部分を■により図示すること。



6.医師又は検査員所見 (受検者の小型船舶操縦者としての業務又は操縦について指摘すべきことがあれば記入)

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第9の検査項目について
検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

医 師 又 は 検 査 員 の 氏 名
医 療 機 関 又 は 講 習 機 関 の 名 称
及 び 所 在 地

この記入要領は必ず医師に見せて下さい 身体検査を受ける前に、必ずお読み下さい

記入要領（例） 下記(2)(3)(4)は5(1)身体機能の障害の有無で検査結果が「有」と記入された場合に所要項目に記入

第23号様式(第80条、第85条、第99条関係)(日本工業規格 A 列4番)

小型船舶操縦士身体検査証明書

申請者の記入欄

(申請者記入)	
氏 名(ふりがなをつけること。)	
性 別	
男 女	
出 生 の 年 月 日	更新をし、又は再交付を受けようとする操縦免許証に係る資格又は、受けようとする試験の種別
年 月 日	一級・二級・特殊小型船舶操縦士
現 住 所	
電 話 番 号	

写真を必ず貼って
受診して下さい。

(写 真)

次のような写真は
はり付けること。

- 縦45mm
横35mm
- 申請日前6ヶ月以内撮影
- 無帽、正面上半身

※写真の割印は、医師の押印とする。



割印は医師印と
同じもの

(医師又は検査員記入)

電話番号も記入
して下さい。

左右数字を記入

1. 視 力

視 力 (矯正で可)	左	右
視 野 (矯正をしても一眼が0.5未満のものの場合のみ記入)	左	右

2. 弁 色 力

(更新又は失効再交付の場合は記入不要) ※その他に○が付いた方は受講申込み事務所までご相談下さい。

正 常	そ の 他
-----	-------

3. 聴 力

該当検査結果を○で囲む

補聴器使用可

5mの話声語の弁別	可	不 可
上欄の5mの話声語の弁別について「不可」の者については汽笛の音の弁別 (医師が検査を行う場合は記入不要)	可	不 可

4. 疾 病

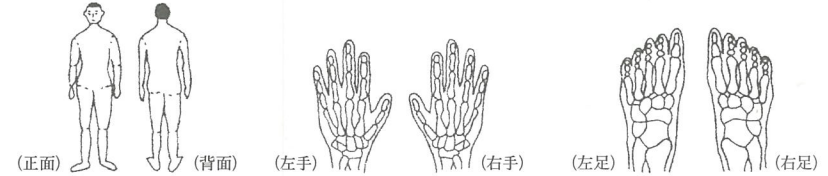
疾 病 の 有 無	病名及び程度(疾病のある者の場合のみ記入)	業 務 へ の 支 障
有 無		有 無

5. 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障 害 の 内 容 及 び 程 度
有 無	
握 力 (両手の手指に障害のある者の場合のみ記入)	左 kg 右 kg

- (2) 身体機能の障害の部位 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)
切断部位は—、障害部位は■により図示すること。



- (3) 運動機能 (身体機能障害がある者のみ記入)

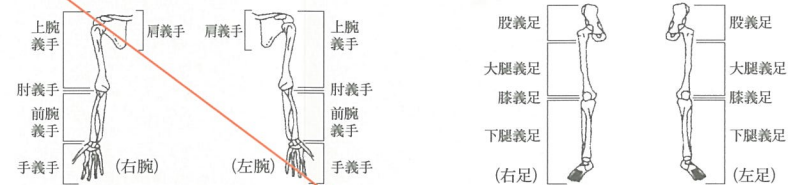
① 関節の屈伸

手 指 の 屈 伸	で き る	で き な い
手 の 屈 伸	で き る	で き な い
膝 の 屈 伸	で き る	で き な い
歩 行	で き る	で き な い

- ② 障害のある関節 (関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)

手 関 節	肘 関 節	肩 関 節
左 右	左 右	左 右
股 関 節	膝 関 節	足 関 節
左 右	左 右	左 右

- (4) 義手義足 (義手又は義足を装着している者の場合のみ記入)
義手義足を装着している部分を■により図示すること。



6. 医師又は検査員所見 (受検者の小型船舶操縦者としての業務又は操縦について指摘すべきことがあれば記入)

--

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第9の検査項目について
検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

医 師 又 は 検 査 員 の 氏 名
医 療 機 関 又 は 講 習 機 関 の 名 称
及 び 所 在 地

忘れずに必ず記入して下さい。
(電話番号も記入して下さい。)



身体検査合格基準

- 視力…矯正視力を含め両眼とも0.5以上
但し、一眼の視力が0.5未満でも次の要件に適合すれば良い。
・他眼の視力が0.5以上で、かつ視野が左右150度以上
- 弁色力…色盲又は色弱でないこと(注)色弱の方は、別に検査します。
- 聴力…5mの話声語の弁別ができること
但し、補聴器の使用可

- 疾病…小型船舶操縦者としての業務への支障がないこと
- 身体機能…障害があっても、その程度により受験可